

改正案

現行

（趣旨）

第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二百八十六条第一項において準用する法第二百八条第二項の原委託者が受益証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）を行うときの届出方法並びに法第二百八十六条第一項において準用する法第二百九条において準用する証券取引法（以下単に「証券取引法」という。）第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十二条の二及び第四十五条の内閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この府令において「資産信託流動化計画」、「受益証券」又は「原委託者」とは、それぞれ法第二条又は第二百二十四条に規定する資産信託流動化計画、受益証券又は原委託者をいう。

（受益証券の募集等の届出）

第三条 法第二百八十六条第一項において準用する法第二百八条第二項の規定による届出を行うおうとする原委託者は、別紙様式により作成した届出書に、その副本一通及び次に掲げる書類一部を添付して、当該原委託者の本店又は主たる事務所の所在地（原委託者が個人である場合にあっては、その住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。

- 一 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号。以下「規則」という。）第二百一十一条の規定により還付された資産信託流動化計画の写し
- 二 原委託者が募集等を行うおうとする受益証券に係る事項について、受託信託会社等が法第二百二十七条第一項の規定による届出を行っている場合は、規則第二百二十八条第二項の規定により還付された資産信託流動化計画の写し

2 (略)

（情報通信の技術を利用する方法に係る原委託者に関する内閣府令の準用）

第五条 証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第三十二号）第三十条の二の規定は、証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合にこゝて準用する。

（趣旨）

第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二百二十五条第一項において準用する法第五十条の三第二項の原委託者が受益証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）を行うときの届出方法並びに法第二百二十五条第一項において準用する法第五十条の四において準用する証券取引法（以下単に「証券取引法」という。）第四十一条第一項、第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の内閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この府令において「資産信託流動化計画」、「受益証券」又は「原委託者」とは、それぞれ法第二条又は第百六十三条に規定する資産信託流動化計画、受益証券又は原委託者をいう。

（受益証券の募集等の届出）

第三条 法第二百二十五条第一項において準用する法第五十条の三第二項の規定による届出を行うおうとする原委託者は、別紙様式により作成した届出書に、その副本一通及び次に掲げる書類一部を添付して、当該原委託者の本店又は主たる事務所の所在地（原委託者が個人である場合にあっては、その住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。

- 一 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号。以下「規則」という。）第五十三条の規定により還付された資産信託流動化計画の写し
- 二 原委託者が募集等を行うおうとする受益証券に係る事項について、受託信託会社等が法百六十六条第一項の規定による届出を行っている場合は、規則第六十条第二項の規定により還付された資産信託流動化計画の写し

2 (略)

（新設）

第六条 証券会社に関する内閣府令第三十条の三の規定は、資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第四十八条において証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の六において準用する同令第十五条の五第一項の規定を準用する場合について準用する。

（禁止行為）

第七条 （略）

（事故）

第八条 （略）

（事故の確認が不要の場合）

第九条 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項に定めるものを除く。）が成立している場合

三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 原委託者が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合（同条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。）

五 原委託者が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2 原委託者は、前項第四号又は第五号の規定に該当する場合の事故において、管轄財務局長の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第九条に定める事項について、当該財務局長に報告しなければならない。

（事故の確認申請手続）

第十条 （略）

（新設）

（禁止行為）

第五条 （略）

（事故）

第六条 （略）

（事故の確認が不要の場合）

第七条 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項に定めるものを除く。）が成立している場合

三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 原委託者が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合（前条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。）

五 原委託者が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2 原委託者は、前項第四号又は第五号の規定に該当する場合の事故において、管轄財務局長の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第九条に定める事項について、当該財務局長に報告しなければならない。

（事故の確認申請手続）

第八条 （略）

（確認申請書の記載事項）  
第11条（略）

（確認申請書の添付書類）  
第12条（略）

（弊害防止措置）  
第13条（略）

（確認申請書の記載事項）  
第9条（略）

（確認申請書の添付書類）  
第10条（略）

（弊害防止措置）  
第11条（略）

改正案	現行
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">受益証券の募集等業務開始届出書</p> <p>下記のとおり受益証券の募集等に係る業務を開始するので、資産の流動化に関する法律第286条第1項の規定により届け出ます。</p> <p>この届出書及び添付書類の記載内容は、事実に相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、上記証券募集等に当たっては、資産の流動化に関する法律第286条第1項において準用する第209条において準用する証券取引法の規定を遵守して行います。</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">受益証券の募集等業務開始届出書</p> <p>下記のとおり受益証券の募集等に係る業務を開始するので、資産の流動化に関する法律第225条第1項の規定により届け出ます。</p> <p>この届出書及び添付書類の記載内容は、事実に相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、上記証券募集等に当たっては、資産の流動化に関する法律第225条第1項において準用する第150条の4で準用する証券取引法の規定を遵守して行います。</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>